

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各道府県警察（方面）本部長 殿
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 交 企 発 第 6 号
令 和 元 年 5 月 9 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長

自動車運転代行業の業界団体による新規参入業者等を対象とした自主的な定期指導講習会の実施への協力について

自動車運転代行業の業界団体が実施する違法行為防止活動に対しては、「自動車運転代行業の業界団体が実施する違法行為防止活動への協力等について」（平成28年4月1日付け警察庁丁交企発第55号。以下「通達」という。）に基づき必要な協力を行うこととしているところであるが、この度、業界団体から、通達の別添1の11③に示された「業界団体による新規参入業者等を対象とした自主的な定期指導講習会の実施」に当たり、新規参入業者を把握するため、各都道府県公安委員会が新たに認定した自動車運転代行業者に関する情報提供依頼がなされた。

当該取組への支援は、自動車運転代行業者の健全な育成を図るものであり、ひいては自動車運転代行業の業務の適正化に資するものであることから、各都道府県警察にあつては、今後、業界団体から、前記の情報提供依頼がなされた場合には、別紙記載例を参照の上、情報提供を行うこととされたい。

なお、全ての都道府県警察においては、既に、ウェブサイト上に認定番号、事業者名、営業所の所在地等を掲載しているものと承知しており、当該ウェブサイトを用1回以上更新している場合には、前記の情報提供依頼がなされた場合に、当該ウェブサイトを案内することをもって前記の情報提供に代えることは差し支えない。

別紙

(記 載 例)

●●年●●月●●日
●●県警察本部交通企画課

認定自動車運転代行業者
(●●年●●月認定分)

認定番号	営業所の所在地	自動車運転代行業者名又は名称
101	A市	〇〇代行
102	B市	運転代行△△
103	C郡D町	株式会社●● (●●代行)